

議案第八十七号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「休職となつた職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、配偶者同行休業中の職員の給与の取扱いを定めるため、本案を提出いたします。